○内閣府告示第二百八十五号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第八項の規定に基づき、平成二十三年十一月二十八日付けで構造改革特別区域計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十三年十二月十四日

内閣総理大臣　野田　佳彦

一　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　男鹿市

二　構造改革特別区域の名称　男鹿なまはげどぶろく特区

三　構造改革特別区域の範囲　男鹿市の全域

四　特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。）　特定農業者による特定酒類の製造事業（七〇七（七〇八））

○内閣府告示第二百八十六号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第八項の規定に基づき、平成二十三年十一月二十八日付けで構造改革特別区域計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十三年十二月十四日

内閣総理大臣　野田　佳彦

一　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　秋田県仙北郡美郷町

二　構造改革特別区域の名称　美郷町資格要件付臨時的任用職員の任用期間の延長特区

三　構造改革特別区域の範囲　秋田県仙北郡美郷町の全域

四　特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。）　地方公務員に係る臨時的任用事業（四〇九）

○内閣府告示第二百八十七号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第八項の規定に基づき、平成二十三年十一月二十八日付けで構造改革特別区域計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十三年十二月十四日

内閣総理大臣　野田　佳彦

一　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　淡路市

二　構造改革特別区域の名称　淡路市教育特区

三　構造改革特別区域の範囲　淡路市の全域

四　特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。）　学校設置会社による学校設置事業（八一六）

○内閣府告示第二百八十八号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第八項の規定に基づき、平成二十三年十一月二十八日付けで構造改革特別区域計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十三年十二月十四日

内閣総理大臣　野田　佳彦

一　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　阿南市

二　構造改革特別区域の名称　阿南市羽ノ浦地区保育所給食外部搬入特区

三　構造改革特別区域の範囲　阿南市の区域の一部（羽ノ浦地区）（詳細は内閣府において閲覧に供する。）

四　特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。）　公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業（九二〇）

○内閣府告示第二百八十九号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第八項の規定に基づき、平成二十三年十一月二十八日付けで構造改革特別区域計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十三年十二月十四日

内閣総理大臣　野田　佳彦

一　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　香南市

二　構造改革特別区域の名称　香南市どぶろく・リキュール特区

三　構造改革特別区域の範囲　香南市の全域

四　特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。）　特定農業者による特定酒類の製造事業（七〇七（七〇八））及び特産酒類の製造事業（七〇九）

○内閣府告示第二百九十号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第八項の規定に基づき、平成二十三年十一月二十八日付けで構造改革特別区域計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十三年十二月十四日

内閣総理大臣　野田　佳彦

一　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　高知県高岡郡津野町

二　構造改革特別区域の名称　「高知県津野町」どぶろく・果実酒特区

三　構造改革特別区域の範囲　高知県高岡郡津野町の全域

四　特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。）　特定農業者による特定酒類の製造事業（七〇七（七〇八））及び特産酒類の製造事業（七〇九）

○内閣府告示第二百九十一号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第八項の規定に基づき、平成二十三年十一月二十八日付けで構造改革特別区域計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十三年十二月十四日

内閣総理大臣　野田　佳彦

一　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　佐賀県競馬組合

二　構造改革特別区域の名称　佐賀競馬　新勝馬投票法「七重勝単勝式」導入特区

三　構造改革特別区域の範囲　鳥栖市の区域の一部（佐賀競馬場）（詳細は内閣府において閲覧に供する。）

四　特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。）　地方競馬における七重勝単勝式勝馬投票法の実施事業（一〇一二）

○内閣府告示第二百九十二号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第八項の規定に基づき、平成二十三年十一月二十八日付けで構造改革特別区域計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十三年十二月十四日

内閣総理大臣　野田　佳彦

一　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　宮崎県児湯郡川南町

二　構造改革特別区域の名称　川南町臨時的任用保育士の任用延長特区

三　構造改革特別区域の範囲　宮崎県児湯郡川南町の全域

四　特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。）　地方公務員に係る臨時的任用事業（四〇九）

○内閣府告示第二百九十三号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第六条第一項の規定に基づき、平成二十三年内閣府告示第三十九号をもって公示した構造改革特別区域計画の変更を平成二十三年十一月二十八日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十三年十二月十四日

内閣総理大臣　野田　佳彦

一　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　稚内市

二　構造改革特別区域の名称　稚内市外国人技能実習生受入れ特区

三　構造改革特別区域の範囲　稚内市の全域

四　変更後において実施し又はその実施を促進することができる特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。）　外国人技能実習生受入れによる人材育成促進事業（五〇六）

○内閣府告示第二百九十四号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第六条第一項の規定に基づき、平成二十三年内閣府告示第四十号をもって公示した構造改革特別区域計画の変更を平成二十三年十一月二十八日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十三年十二月十四日

内閣総理大臣　野田　佳彦

一　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　紋別市並びに北海道紋別郡遠軽町、湧別町、滝上町、興部町及び雄武町

二　構造改革特別区域の名称　オホーツク紋別地域外国人技能実習生受入れ特区

三　構造改革特別区域の範囲　紋別市並びに北海道紋別郡遠軽町、湧別町、滝上町、興部町及び雄武町の全域

四　変更後において実施し又はその実施を促進することができる特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。）　外国人技能実習生受入れによる人材育成促進事業（五〇六）

○内閣府告示第二百九十五号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第六条第一項の規定に基づき、平成二十三年内閣府告示第三十九号をもって公示した構造改革特別区域計画の変更を平成二十三年十一月二十八日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十三年十二月十四日

内閣総理大臣　野田　佳彦